

死刑確定者の処遇について

1 拘禁場所(刑法11条2項)

死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

2 処遇の原則(法32条)

(1) 死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。

(2) 死刑確定者に対しては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。

3 一般的な動作時限(未決拘禁者に準じる。)

	平 日	休 日
起 床	7 : 0 0	7 : 3 0
点 検	7 : 1 5	7 : 5 0
朝 食	7 : 2 5	8 : 0 0
昼 食	1 1 : 5 0	1 1 : 5 0
点 検	1 6 : 2 0	1 6 : 2 0
夕 食	1 6 : 4 0	1 6 : 4 0
仮 就 寝	1 7 : 0 0	1 7 : 0 0
就 寝	2 1 : 0 0	2 1 : 0 0

※ 以上のほか運動・入浴の時間帯が指定される以外は、終日余暇時間となる。

4 処遇各論

(1) 処遇の態様(法36条等)

運動等を除き、昼夜、居室において処遇を行う。単独室に收容し、居室外においても、上記2(1)の処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。

(2) 作業

作業は行わない(ただし、自己契約作業を実施している者はいる。)

(3) 余暇活動の援助(法39条、省令13条)

自己契約作業を行うことが可能。希望者に対し、将棋や碁の貸与、月に数回の娯楽ビデオの視聴などを実施。

※自己契約作業：被收容者が、施設外の業者との請負契約により行うもの

であり、収入は領置金に組み入れられる。

(4) 自弁物品の使用・購入（法41条等）

衣類については、私服を着用している。

日用品、文房具等の日常生活に用いる物品のほか、新聞紙、雑誌、書籍、衣類、食料品、飲料、嗜好品等を購入することが可能（飲食物の例：弁当、ぶどう、かに缶、うなぎ缶、ポテトチップス、どら焼き など）。

(5) 運動（法57条、省令24条）

原則として、平日に毎日30分以上運動の機会を付与。

(6) 入浴（法59条、省令25条）

1週間に2回以上実施。

(7) 医療（法61条、62条等）

定期的に健康診断を実施するほか、必要に応じ医師の診察や投薬を行う。また、病状に応じ、医療刑務所への移送や外部病院への通院・入院を行うこともある。

(8) 宗教教誨（法68条）

心情の安定を図るため、希望者に対し民間の篤志家である教誨師により実施。

(9) 外部交通【面会・信書の発受】（法120条、139条等）

ア 相手方

(ア) 親族

(イ) 重要用務処理のため外部交通の必要がある者

(ウ) 心情の安定に資すると認められる者

(エ) (ア)から(ウ)まで以外の者(友人、知人等)で、交友関係の維持その他外部交通を必要とする事情があり、外部交通により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるとき → 刑事施設の長の裁量により許可

} 原則許可

イ 回数

面会は1日1回以上。発信申請通数は1日1通以上。受信通数は制限なし。

(注)法：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)

省令：刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)